

静岡市重層的支援体制整備事業 実施計画

令和8年4月

静岡市 安心感がある温かい社会推進課

1 はじめに ～計画策定にあたって～

(1)事業創設の背景

少子高齢化や、人口減少、人々のライフスタイルが多様化する中での福祉的ニーズの複合化・複雑化、地域住民のつながりの希薄化など社会構造が大きく変化する中で、住み慣れた地域で支え合いながら安心して自分らしく暮らし続けることができるよう、誰もが支え合い誰もが主役となって居場所と役割を持てるような地域共生社会の実現に向けた取組を進めるため、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第52号）により改正された社会福祉法（以下、「法」という。）において、重層的支援体制整備事業が創設されました。

重層的支援体制整備事業の目的は、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題など、日常生活を営む上で生じる地域生活課題の解決のための包括的な支援体制を整備することにあります。

本市では、既存の取組を活かしつつ、第4次静岡市地域福祉基本計画（以下、本市地域福祉計画と記載）の理念である「だれもが ここで暮らし続けたいと思う 地域をめざして～みんなでつくる ともに支え合うまち しずおか～」を目指すべく、ここに当該事業の実施体制に関する事項を定める重層的支援体制整備事業実施計画を策定します。

関連する諸計画

- ・第4次静岡市地域福祉基本計画
- ・静岡市健康長寿・誰もが活躍のまちづくり計画
- ・静岡市障がい者共生のまちづくり計画
- ・静岡市子ども子育て若者プラン

(2)重層的支援体制整備事業の枠組み

重層的支援体制整備事業は、市町村において地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するために、①属性を問わない相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業です。①～③を一体的に実施することを支えるための事業として、④アウトリーチ等を通じた継続的支援事業と⑤多機関協働事業が位置付けられており、①～⑤が個々に独立して機能するのではなく、図1に示すようにそれぞれの事業を連動させ、一体的に展開することでより一層の効果が得られると考えられます。

図1 重層的支援体制整備事業の概要図

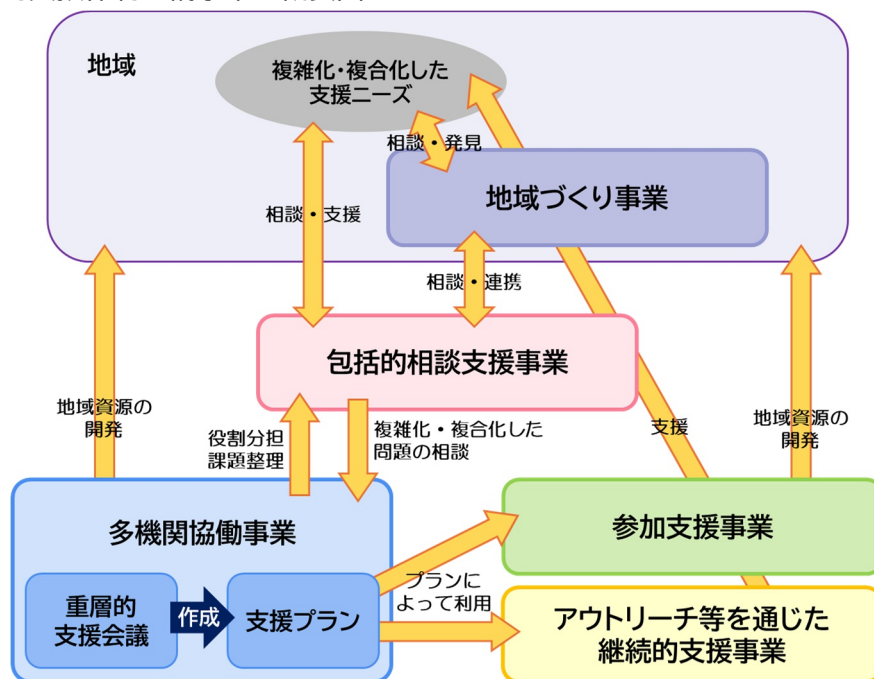


表1 社会福祉法における各事業の位置づけ

社会福祉法第106条の4第2項		既存制度の対象事業等
第1号(相談支援)	イ	【介護】地域包括支援センターの運営
	ロ	【障害】障害者相談支援事業
	ハ	【こども】利用者支援事業
	ニ	【困窮】自立相談支援事業
第2号(参加支援)		重層的支援体制整備事業により新たに位置付けられた事業
第3号(地域づくりに向けた支援)	イ	【介護】一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの(地域介護予防活動支援事業)
	ロ	【介護】生活支援体制整備事業
	ハ	【障害】地域活動支援センター機能強化事業
	ニ	【こども】地域子育て支援拠点事業
第4号(アウトリーチ等を通じた継続的支援事業)		重層的支援体制整備事業により新たに位置付けられた事業
第5号(多機関協働)		
第6号(支援プランの作成)		

(3)計画の位置づけ

本実施計画は、社会福祉法第106条の5に基づく「重層的支援体制整備事業実施計画」です。また、本市地域福祉計画における基本目標2「寄り添う ～しくみづくり～ 一人ひとりが望む支援を届けます【包括的支援】」のための取組である重層的支援体制整備事業の実施に関する具体的な計画を定めるものです。

(4)実施目標

本実施計画の実施目標として、本市地域福祉計画における取組の視点に基づき、次のとおり実施目標を定めます。

複合的な問題に対する、分野を超えた支援体制を構築します。

社会情勢の悪化や価値観の多様化などで、これまでの制度では対応できないような8050問題やヤングケアラーの問題など、より複雑な課題が顕在化してきました。それらの複合的な問題や制度の狭間の問題を解決するために、福祉専門機関のみならず、多業種・多職種で連携し、属性や世代に捉わられることなく相談を受け止められる支援体制を構築します。

(5)実施計画の評価

ア 多機関協働事業等における評価指標及び目標値

評価指標	現状 (令和7年度末時点)	目標値 (令和8年度末)
多機関協働事業に寄せられた相談に対し、何らかの支援につなげた割合	100% ※1	100%を維持
重層的支援会議又は支援会議を開催した事例のうち、終結とした事例の割合	32.1% ※2	前年度より増加
参加支援事業における受入先確保に向けた関係機関、企業、団体への働きかけ	—	実施

※1 令和7年度の相談受付17件のうち、9件は重層的支援会議又は支援会議を開催（うち1件は令和7年度末時点で開催を調整中）、8件は対応可能な支援機関への橋渡しや問題の解きほぐしに関する助言等を実施。

※2 令和5年度から令和7年度までに重層的支援会議又は支援会議を開催した事例（28件）のうち、令和7年度末時点で終結となった事例（9件）から算出。

イ 関連事業の目標と評価指標

表1に示したとおり、重層的支援体制整備事業は、様々な事業と関連しながら実施されるものであるため、本市地域福祉計画の実施計画に掲載される各事業のうち、重層的支援体制整備事業に関連する事業の目標及び評価指標を、本実施計画の評価指標として用いるもの

とします。(該当事業、目標及び評価指標は別紙に記載のとおり)

(6)計画の期間

本実施計画は、令和8年4月1日から令和9年3月31日の1年間を計画期間とします。

(7)計画の進行管理

本事業の実施にあたっては、庁内関係各課や重層的支援体制整備事業に位置付けられる事業の実施事業者等との連携と、地域の実情に応じた実施体制の構築が必要となります。本実施計画で定めるのは、事業の具体的な計画であり、それは社会情勢や、地域福祉関連法の改正等に大きく影響を受ける可能性があることから、本事業に関わる庁内関係各課をはじめとした関連事業者等と事業評価に合わせて毎年度見直しを行うこととします。

なお、実施目標は、本市地域福祉計画との整合を図るため、本市地域福祉計画実施計画の評価時に見直しを行うこととします。

2 重層的支援体制整備事業において実施する事業

重層的支援体制整備事業の実施において、静岡市では、既存事業の活用と新規事業の立上げをそれぞれ行い、体制整備を目指していきます。

(1)包括的相談支援事業(既存事業の活用)

介護、障害、子育て、生活困窮分野の各相談支援事業者が、従来の機能をベースとしつつ、複合化・複雑化した支援ニーズを抱えたものの相談の受け止めや、相談者の課題の整理、利用可能な福祉サービス等の情報提供等を行います。また、当該相談支援事業者のみでは対応が困難な場合は、他の機関と連携して対応するほか、他の適切な機関につながります。対象者(世帯)の支援ニーズが複合化・複雑化しているため支援機関の役割分担を整理する必要がある事例などについては多機関協働事業者に支援を依頼します。

(該当事業は別紙記載のとおり)

(2)地域づくり事業(既存事業の活用)

地域資源を幅広く把握した上で、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所を整備するなど、交流・参加・学び等の多様な地域活動が生まれやすい環境整備を行います。

(該当事業は別紙記載のとおり)

(3)重層的支援体制整備事業により新たに位置付けられた事業

新たに位置付けられた事業として、参加支援事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、多機関協働事業の3つの事業に取り組めます。(表2のとおり)

表2 新たに位置付けられた事業

参加支援事業 [法第106条の4第2項第2号]	
運営形態	委託
実施体制	※アウトリーチ等を通じた継続的支援事業と一体的に委託
所管課	安心感がある温かい社会推進課
主な実施内容	既存の支援では対応できない本人や世帯に対応するため、既存の社会資源の拡充や新たな社会資源の開拓などをし、本人が希望する社会参加の場とのマッチングを行う。また、その後継続的なフォローを行うなど、本人が継続的に参加を続けられるよう支援を行う。
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 [法第106条の4第2項第4号]	
運営形態	委託
実施体制	※参加支援事業と一体的に委託
所管課	安心感がある温かい社会推進課
主な実施内容	必要な支援が届いていない方や地域社会からの孤立が長期にわたる方など、継続的な支援を必要とする本人との信頼関係の構築を目的として訪問等のアウトリーチ支援を行う。
多機関協働事業 [法第106条の4第2項第5号]	
運営形態	直営
所管課	安心感がある温かい社会推進課
主な実施内容	<p>*重層的支援会議（支援会議）の設置</p> <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数の分野が関係する課題を有し、単一機関では対応が困難な事例 ・対応している機関が有する支援のネットワークを活用しても対応が困難な事例 ・現状を維持すると、将来的に課題が増大し、状況が悪化すると予測される事例 ・その他重層的支援会議（支援会議）の活用が望ましいと考えられる事例 <p>【構成メンバー】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ファシリテーター ・参加支援及びアウトリーチ等を通じた継続的支援事業者 ・事例関係者（既に支援にあたっている支援機関、今後連携を必要とすると思われる機関、事例に対してアドバイスができる機関等事例内容に応じて調整） ・安心感がある温かい社会推進課（事務局）

【開催頻度】

定期開催（各区月1～2回）、必要に応じて随時開催

【会議の機能】

① 支援プランの作成

② 支援プランの評価・再検討・終結

③ 地域課題の検討

- ・当該会議の開催目的により、①～③の機能を使い分ける。
- ・重層的支援会議（支援会議）において地域課題が発見・把握された場合は、必要に応じて検討・対応が可能な所管課・機関・協議体等にも共有を図り、解消に向けた働きかけを実施する。

【主催】

安心感がある温かい社会推進課

【備考】

- ・重層的支援会議は、会議開催について相談者（対象者）の同意を必須とする。相談者（対象者）の同意を得られない場合は、支援会議（法第106条の6）として実施する。
- ・重層的支援の基本的な流れは、図2のとおり。

*** 市内連携会議の設置**

関係部局による重層的支援体制整備事業の協力体制の強化を図るために設置する。

【構成メンバー】

表3のとおり。

【主催】

安心感がある温かい社会推進課

【会議の機能】

- ・重層的支援体制整備事業の推進に向けた課題の整理、検討等の実施。
- ・重層的支援体制整備事業に係る関係部局との連絡調整の実施。等

図2 重層的支援の基本的な流れ

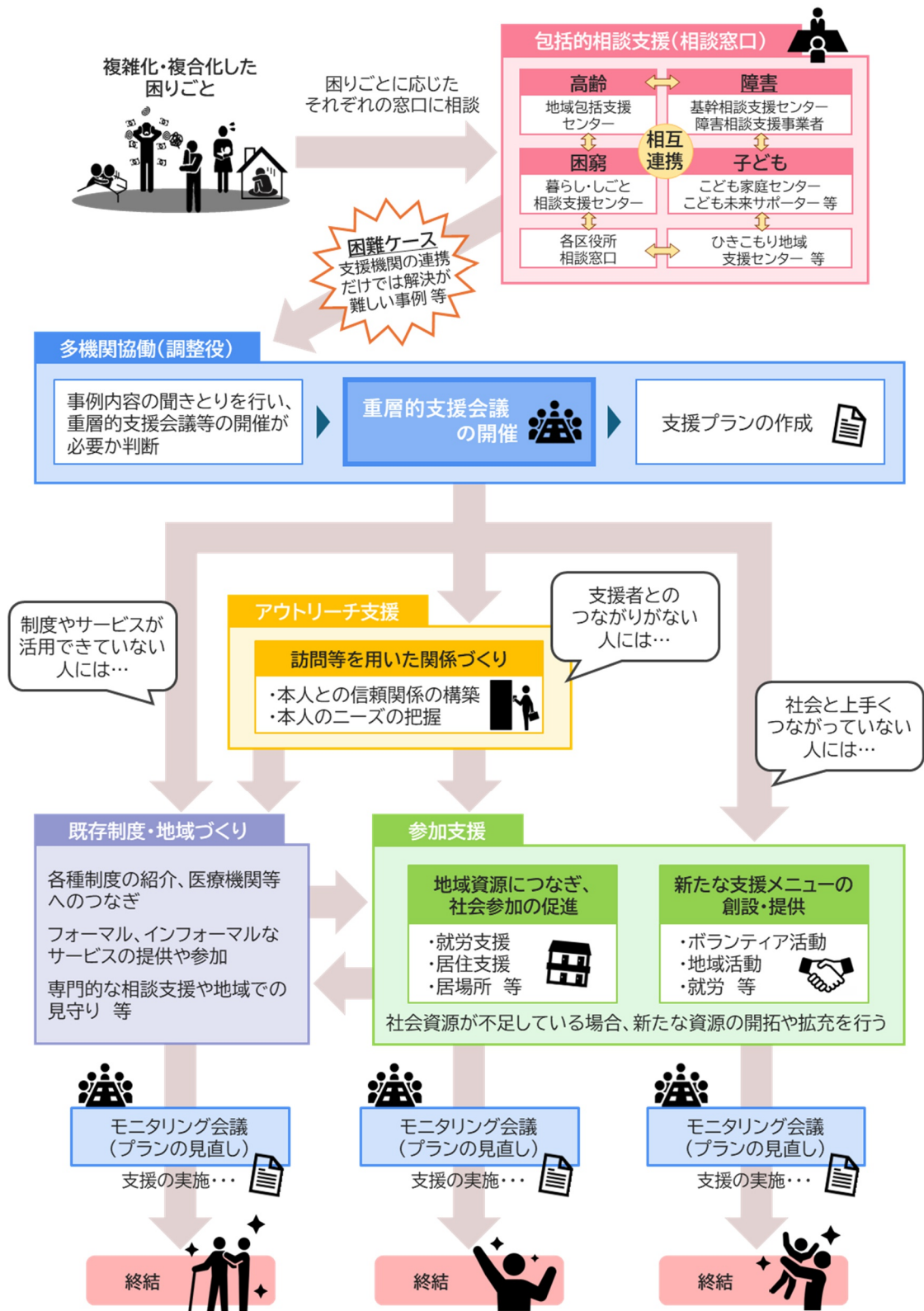


表3 庁内連携会議 構成メンバー

職名
葵福祉事務所生活支援課長
葵福祉事務所障害者支援課長
葵福祉事務所子育て支援課長
葵福祉事務所高齢介護課長
駿河福祉事務所生活支援課長
駿河福祉事務所障害者支援課長
駿河福祉事務所子育て支援課長
駿河福祉事務所高齢介護課長
清水福祉事務所生活支援課長
清水福祉事務所障害者支援課長
清水福祉事務所子育て支援課長
清水福祉事務所高齢介護課長
清水福祉事務所蒲原出張所長
保健福祉長寿局健康福祉部福祉総務課長
保健福祉長寿局健康福祉部障害福祉企画課長
保健福祉長寿局健康福祉部障害者支援推進課長
保健福祉長寿局健康福祉部高齢者福祉課長
保健福祉長寿局健康福祉部介護保険課長
保健福祉長寿局健康福祉部地域リハビリテーション推進センター所長
保健福祉長寿局地域支え合い推進部地域包括ケア推進課長
保健福祉長寿局地域支え合い推進部安心感がある温かい社会推進課生活環境支援担当課長
保健福祉長寿局保健衛生医療部こころの健康センター所長
保健福祉長寿局保健所精神保健福祉課長
こども未来局こども未来課長
こども未来局こども若者応援課長
こども未来局こども家庭福祉課長
教育委員会事務局教育局児童生徒支援課長

静岡市重層的支援体制整備事業実施計画 別紙

包括的相談支援事業 一覧 (1/3)

分野	事業名	運営形態	実施体制	主な実施内容	実施目標	評価指標	所管課
介護	包括的支援事業 (地域包括支援センターの運営) [法第106条の4第2項第1号のイ]	委託	城西地域包括支援センター	主に高齢者に関する保健・福祉・医療・介護などの総合的な相談、自立して生活できるような支援等を行います。	センター設置数:29センター	センターの公正中立な運営	地域包括ケア推進課
			安西番町地域包括支援センター				
			城東地域包括支援センター				
			井川地域包括支援センター ※窓口機能のみ				
			伝馬町横内地域包括支援センター				
			城北地域包括支援センター				
			千代田地域包括支援センター				
			長尾川地域包括支援センター				
			美和地域包括支援センター				
			賤機地域包括支援センター				
			安倍地域包括支援センター				
			服織地域包括支援センター				
			藁科地域包括支援センター				
			小鹿豊田地域包括支援センター				
			八幡山地域包括支援センター				
			大谷久能地域包括支援センター				
			大里中島地域包括支援センター				
			大里高松地域包括支援センター				
			長田地域包括支援センター				
			丸子地域包括支援センター				
			港北地域包括支援センター				
			興津川地域包括支援センター				
			両河内地域包括支援センター				
			港南地域包括支援センター				
岡船越地域包括支援センター							
高部地域包括支援センター							
飯田庵原地域包括支援センター							
松原地域包括支援センター							
有度地域包括支援センター							
蒲原由比地域包括支援センター (由比窓口)							

静岡県重層的支援体制整備事業実施計画 別紙

包括的相談支援事業 一覧 (2/3)

分野	事業名	運営形態	実施体制	主な実施内容	実施目標	評価指標	所管課
障害	相談支援事業 [法第106条の4第2項第1号のロ]	委託	静岡市障がい者相談支援推進センター (静岡市障害者協会)	地域の障害相談支援の拠点として、総合的な相談業務や、地域の実情に合わせ地域の相談支援体制強化の取組などを行います。	相談支援事業実施箇所数:11ヶ所 機能強化事業実施箇所数:11ヶ所	相談対応率100%	障害福祉 企画課
			葵区障がい者相談支援センター 済生会じょうとう	主に身体障害に関する相談に応じるとともに、地域の実情に合わせ地域の相談支援体制強化の取組などを行います。			
			駿河区障がい者相談支援センター ピアサポート				
			清水区障がい者相談支援センター そら				
			葵区障がい者相談支援センター コンパス北斗				
			駿河区障がい者相談支援センター 済生会れいわ	主に知的障害に関する相談に応じるとともに、地域の実情に合わせ地域の相談支援体制強化の取組などを行います。			
			清水区障がい者相談支援センター わだつみ				
			静岡市障がい者相談支援センター アグネス静岡				
			葵区障がい者相談支援センター リライフ	主に精神障害に関する相談に応じます。		相談対応件数33,000件	精神保健 福祉課
			駿河区障がい者相談支援センター 仁				
清水区障がい者相談支援センター そら							
こども	利用者支援事業【基本型】 (こども未来サポーター) [法第106条の4第2項第1号のハ]	委託	静岡中央子育て支援センター	主に子育てや保育施設などの入所について相談に応じたり、情報提供をしています。	こども未来サポーター:12か所	子育てしやすいまちであると感じる市民の割合が増加する	こども未来課
		委託	地域子育て支援センター北安東				
		委託	地域子育て支援センター小百合				
		委託	城東子育て支援センター				
		直営	地域子育て支援センター服織				
		直営	地域子育て支援センター英和				
		直営	地域子育て支援センター登呂				
		直営	地域子育て支援センター丸子				
		委託	清水中央子育て支援センター				
		委託	地域子育て支援センター草薙ふたば				
		委託	地域子育て支援センターゆめの木				
	委託	蒲原子育て支援センター					
	利用者支援事業【特定型】 (保育コーディネーター) [法第106条の4第2項第1号のハ]	直営	葵福祉事務所子育て支援課	主に、認定こども園や保育所等の利用に関する相談に応じたり、情報提供を行います。	保育コーディネーター:3か所		
			駿河福祉事務所子育て支援課				
清水福祉事務所子育て支援課							
利用者支援事業【母子保健型】 [法第106条の4第2項第1号のハ]	直営	葵こども家庭センター	主に妊娠期から子育て期までの母子保健や育児に関する相談を行い、切れ目ない支援体制の構築をします。	市内3ヶ所で、児童に関する様々な相談に応じる。 相談受付件数:1,500件	こども家庭センターによる相談業務の適正な実施	こども家庭 福祉課	
		駿河こども家庭センター					
		清水こども家庭センター					
利用者支援事業【妊婦等包括相談支援事業型】 [法第106条の4第2項第1号のハ]	委託	妊娠後期訪問等相談業務	妊娠後期(8か月)のタイミングでアンケートを行い、希望する妊婦に対して相談支援の機会を提供します。	希望者への面談実施100%	委託助産師による相談業務の適正な実施	こども家庭 福祉課	

静岡県重層的支援体制整備事業実施計画 別紙

包括的相談支援事業 一覧 (3/3)

分野	事業名	運営形態	実施体制	主な実施内容	実施目標	評価指標	所管課
生活困窮	生活困窮者自立相談支援事業 [法第106条の4第2項第1号の二]	委託	静岡市暮らし・しごと相談支援センター (葵区相談窓口)	主に、暮らしや仕事にお困りの方、不安のある方の相談に応じ、適切な制度の紹介や就職のための支援などを行います。	支援終了した者の内、自立した件数:60件	経済的な生活困窮について、各世帯の課題が解決した世帯	福祉総務課
			静岡市暮らし・しごと相談支援センター (駿河区相談窓口)				
			静岡市暮らし・しごと相談支援センター (清水区相談窓口)				

地域づくり事業 一覧 (1/2)

分野	事業名	運営形態	実施体制	主な実施内容	実施目標	評価指標	所管課
高齢	一般介護予防事業 (地域介護予防活動支援事業) [法第106条の4第2項第3号のイ]	委託	S型デイサービス 葵区:74会場 駿河区:66会場 清水区:128会場	在宅の高齢者を対象に、地域の身近な場所で地域住民のボランティアにより行われる介護予防の活動です。健康体操やレクリエーションを行います(月2回開催)。	参加者数5,700人	S型デイサービスの参加者満足度	地域包括ケア推進課
		直営	しぞ~かでん伝体操サポーター養成講座	地域における高齢者等の主体的な介護予防活動を推進するため、普及啓発活動、体操指導や活動に係る助言等を実践する人材を養成します。	サポーター養成数60人	講座理解度80%以上	地域リハビリテーション推進センター
			しぞ~かでん伝体操インストラクター養成講座	地域の活動グループの継続的な介護予防活動を支援するため、医療・介護・福祉等の資格を有する者を対象に、しぞ~かでん伝体操等や健康教育に関する専門的な指導を行う人材を養成します。	インストラクター70人維持		
		委託	元気いきいき！シニアサポーター事業	高齢者の介護予防事業への参加を推進するため、65歳以上の方がシニアサポーターとして登録し、地域貢献活動を行うと、地場産品と交換できるポイントを付与される、ボランティアポイント制度を活用した介護予防事業を実施します。	サポーター登録者数:6,600人 受入施設数:856施設	サポーター満足度が94.5%以上になる	介護保険課
	生活支援体制整備事業 [法第106条の4第2項第3号のロ]	委託	生活支援コーディネーターを市域、区域、日常生活圏域ごとに配置。	地域における主に高齢者を対象とした生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備に向けた取組を進めます。日常生活のちょっとした困りごとを身近な人々で支え合う“支え合い活動”の促進もします。	新たな支え合い活動の創出:9箇所	新たな支え合い活動の創出数	地域包括ケア推進課
障害	地域活動支援センター基礎的事業 [法第106条の4第2項第3号のハ]	補助金交付	静岡光の家LASC	障害のある方の日中活動の場として、創作活動や軽作業、地域活動への参加などを行っています。	地域活動支援センターの個所数:2箇所	登録利用者数:30人	障害福祉企画課
		補助金交付	ゆあマイン	障害のある方の創作的な活動や生産活動の場を提供し、社会との交流や日常生活に必要な支援を行います。			

静岡県重層的支援体制整備事業実施計画 別紙

地域づくり事業 一覧 (2/2)

分野	事業名	運営形態	実施体制	主な実施内容	実施目標	評価指標	所管課
こども	地域子育て支援拠点事業 [法第106条の4第2項第3号の二]	指定管理	静岡中央子育て支援センター	こども連れで遊びながら、情報交換や仲間づくりをすることができる場の提供を行います。また、子育ての不安や悩みについての相談に対応するほか、イベントや育児講座なども実施しています。	市内21か所/年	子育てしやすいまちであると感じる市民の割合が増加する	こども未来課
		委託	地域子育て支援センター北安東				
		委託	地域子育て支援センターあゆみ				
		委託	地域子育て支援センターしずはた				
		指定管理	城東子育て支援センター				
		直営	地域子育て支援センター服織				
		委託	地域子育て支援センター小百合				
		直営	地域子育て支援センター英和				
		直営	地域子育て支援センター登呂				
		直営	地域子育て支援センター丸子				
		委託	長田子育て支援センター				
		委託	地域子育て支援センターよしよし				
		委託	地域子育て支援センターおひさまの森				
		指定管理	清水中央子育て支援センター				
		直営	地域子育て支援センターメリーゴーランド				
		委託	地域子育て支援センターあけぼの				
		委託	地域子育て支援センターすぎの子				
委託	地域子育て支援センター草薙ふたば						
委託	地域子育て支援センターゆめの木						
委託	蒲原子育て支援センター						
委託	由比子育て支援センター						
生活困窮	生活困窮者支援等のための地域づくり事業	委託	誰もが「生涯活躍のまち」の推進	地域・多世代交流のための講座、イベント等を開催します。	継続実施	地域交流拠点連携事業数	地域包括ケア推進課